

り災証明書の発行について

- ・ り災証明書は、り災者（又は関係者）が火災損害届出書、り災物品内訳書を火災担当者に提出しなければ発行できません。
- ・ り災証明書発行には、1部につき300円の手数料が必要となります。
- ・ り災証明書は原則、り災物件の所有者へ発行となります。必ず所有者本人が身分証と印鑑を持参願います。
第三者に発行する場合は、委任状が必要となります。
- ・ り災証明書を取りに来られる場合、必ず事前に井原地区消防組合 警防課に連絡し担当者が不在でないか確認を取ってもらって下さい。それにより、発行までの待ち時間短縮に繋がりますのでご協力をお願いします。

○井原地区消防組合警防課 警防係

TEL 0866-62-9401

FAX 0866-62-9404

E-mail keibou@city.ibara.lg.jp